

送迎用バスの児童置き去り防止を支援する安全装置の設置補助について

1. 背景

令和3年7月及び令和4年9月に発生した、通園に使用する自動車（送迎用バス）に児童が取り残され死亡した痛ましい事故を受け、令和5年4月に送迎用バスの児童の置き去り防止のためのブザーやセンサーなどの安全装置の設置が事業者に対して義務付けられました。

2. 補助事業について

①事業の概要 【令和5年度】

送迎用バスの児童の置き去り防止のための安全装置の導入を支援することを目的とし、車両1台につき、175,000円を上限として補助を実施する。

②安全装置の設置が義務付けられる車両

児童の通園に使用する送迎用バス（座席が3列以上の車両）

※常時通園に使用しない車両は除く



③安全装置の種類

A) 降車時確認式：エンジン停止後、車内ブザーなどにより運転手に車内確認を促します。

運転手は車内確認を行い車内ブザーなどを止めます。

運転手がブザーを停止せずに降車した場合、一定時間後（例：5分後）に装置が作動し、車内確認を促す車外アラームが作動するもの。

B) 自動検知式：エンジン停止から一定時間後(例：5分後)に車内センサーが作動し、置き去りにされた児童を検知した場合に、車外に向け警報が鳴るもの。

C) 併用式：A)、B)の機能を組み合わせたもの。

3. 安全装置の設置状況等について

本市の送迎用バスを所有する全ての幼児教育・保育施設等（計36施設）において、安全装置の設置が完了しました。

補助対象の送迎用バスを所有する施設	施設数	台数	事業費（※） ＜補助額＞
①幼保連携型認定こども園	5施設	11台	1,773,310円
②認可外保育施設	9施設	17台	2,858,400円
③幼稚園、幼稚園型認定こども園（※）	22施設	49台	－
合計	36施設	77台	4,631,710円

※幼稚園、幼稚園型認定こども園については、大分県が対応。

※事業費については、国庫補助（補助率100%）を活用。